

オリパラスポーツ健康フェスタ事業実施に関する業務委託仕様書

1 業務の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツを通じた健康志向や、体を動かすことへのニーズが高まってきていることなど、県民のスポーツ・健康の意識啓発を図ることについて重要性を増してきている。

このため、県民の関心が高いオリンピック・パラリンピックと関連づけた、スポーツ体験、魅力発信など様々なコーナーを設けたイベントを、「新しい生活様式」に対応しながら感染症拡大防止に留意して実施することにより、本県の強みであるスポーツ・健康の視点を生かした地域の活性化及び1年延期されたオリンピック・パラリンピックへの機運醸成を図る。

2 業務の名称

オリパラスポーツ健康フェスタ事業実施業務

3 イベントの概要

- (1) 開催日 令和2年12月5日(土)～12月6日(日)の2日間(予定)
- (2) 時間 各日午前10時から午後5時まで(予定)
- (3) 場所 イオンモール宮崎内各種イベントスペース(予定)
※ひなたテラス、スペースコート、イーストコート、ウエストコート、レストランコート、1Fモール内通路 等
- (4) 参加者 施設来館者のうち、約1万人程度
- (5) 内容 新型コロナウイルス感染防止に十分配慮した上で、令和元年11月にイオンモール宮崎にて開催した、「ALL MIYAZAKI スポーツ&ホストタウンフェスタ2019」も参考とした内容とし、以下のコンテンツを含めるものとする。
 - ・オープニングセレモニー
 - ・ステージイベント
(話題性のあるPR効果の高い内容のステージ)
 - ・誰もが楽しめるスポーツ体験・健康づくりコーナー
(参加者が、オリパラスポーツをはじめとする各種スポーツの魅力を知る、感じる、体験できるエリア・ブース)
 - ・ホストタウンPRコーナー
 - ・聖火リレー及びオリパラスポーツPRコーナー
 - ・その他、オリパラやスポーツ・健康に関連するコーナー 等

4 委託業務内容

- (1) イベントの事前準備
 - ア イベント内の各種コンテンツの企画

- イ ゲストの出演交渉及び各種団体等との出展交渉
- ウ 出展団体等との協議・事前説明会等の実施
- エ イベント基本計画案、実施計画書及び実施運営マニュアルの作成
- オ 会場サイン等、施工・制作に関する事前準備
- カ 集客のための事前告知チラシ・ポスター等の作成、配布
- キ その他上記に付随する全ての業務

(2) イベントの実施

- ア 会場設営及び必要資機材（舞台、音響、看板、装飾等）の設置など、会場設営及び撤去に係る作業全般（メインステージ、各エリア・ブース等）
- イ 運営に必要な備品等の準備、設営、撤去
- ウ イベントコンテンツの展示物等の制作、展示、撤去
- エ 備品、展示物等の搬入、搬出、廃材等の廃棄等
- オ 運営シナリオの作成、会場配布用チラシ等の作成
- カ 会場全体の運営、ステージイベントの司会・進行、会場整理（スタッフ配置）
- キ 各種コーナー・ブースにおける運営、会場整理（スタッフ配置）
 - ・オープニングセレモニー
 - ・ステージイベント（トークショー、オリパラスポーツPR等）
 - ・健康づくり、スポーツ体験コーナー
 - ・周遊イベント（体験ラリー・クイズラリー等）コーナー
 - ・ホストタウン、聖火リレー等PRコーナー
 - ・その他、令和元年11月に開催した、「ALL MIYAZAKI スポーツ&ホストタウンフェスタ2019」と同種又は類似するコーナー
- ク 出演ゲスト・出展団体等のアテンド、リハーサル等の実施
- ケ その他上記に付随する全ての業務

(3) その他業務の遂行に必要とされる関連業務

- ア 県関係部局及び市町村担当者との調整
- イ 出演者、出展団体、ブース運営者等との調整
- ウ 会場側（施設運営者等）との調整
- エ その他全ての業務に関する手配、管理

5 委託期間

契約締結の日から令和3年3月1日（月）まで

6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者及び関係者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務

の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に日々報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせ行うこと。

- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況等を把握するために資料等を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (5) 受託者は、イベントの実施にあたっては、イベント会場の館内ルールを遵守するとともに、イベント会場管理者及び施設来場者等からいささかのクレーム等を受けることがないように、細心の注意を払うこと。なお、委託業務の執行に当たり第三者との間に問題が生じた場合は、必要に応じて県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。
- (6) 受託者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、イベント会場が所属する業界の感染拡大防止ガイドライン及びイベント会場独自の感染拡大防止ガイドライン、また、委託者が別途定める催物の開催におけるガイドラインを遵守するとともに、状況に応じて委託者が別途指示する感染防止対策を実践すること。
- (7) 受託者は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の商標権、著作権、意匠権その他一切の知的財産権を侵害しないこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

7 成果品

成果報告書及び収支精算書を各1部提出する。

※成果報告書については、各ステージやブースで撮影した記録写真や、ステージ・エリア・ブースごとの参加者数を含めて作成し、電子データも提供すること。

8 支払方法

精算払とする。

9 その他

- (1) 成果品についての権利は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 当該業務委託により作成した装飾・広報物等の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況、その他の事由によりやむを得ずイベントの全部又は一部を中止した場合は、その準備のために既に発生している費用、中止のために要する費用等のうち、県が適当と認めた費用については、事業費として計上して差し支えないものとする。
- (4) 契約書及び本仕様書に定めのない又は疑義が生じた事項については、委託者と別途協議の上、決定するものとする。